

令和8年2月24日

令和8年第1回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	2	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	4
〃	3	処分報告（令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件	5
議案	2	貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	9
〃	3	債権の放棄について議決を求める件	11
〃	4	市道の路線を認定し、及び廃止する件	12
〃	5	公の施設の指定管理者を指定する件	13
〃	6	貝塚市副市長の選任について同意を求める件	14
〃	7	貝塚市教育長の任命について同意を求める件	15
〃	8	令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第12号）の件	16
〃	9	令和7年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の件	22
〃	10	令和7年度貝塚市病院事業会計補正予算（第3号）の件	25
〃	11	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	26
〃	12	貝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	31
〃	13	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件	32
〃	14	令和8年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	15	令和8年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	16	令和8年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	17	令和8年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	18	令和8年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	19	令和8年度貝塚市水道事業会計予算の件	別冊
〃	20	令和8年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	21	令和8年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 3 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
るので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 牛尾 治朗

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和7年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,623,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 府支出金		3,366,011	68,857	3,434,868
	1. 府負担金	2,481,971	68,857	2,550,828
歳 入 合 計		42,554,198	68,857	42,623,055

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,386,210	68,857	6,455,067
	4. 選挙費	152,268	68,857	221,125
歳 出	合 計	42,554,198	68,857	42,623,055

議案第 2 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室）」に、「（以下「サウナ設備」という）」を「をいう。」をいう。以下同じ」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備については、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項中「貝塚市」を「市」に改め、同項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレイカー」を加える。

第44条に後段として次のように加える。

届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

（6の2） 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の貝塚市火災予防条例第7条の2第1項に規定する簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1 放棄する債権の内容

・市営住宅使用料等	217件	2,057,435円
・水道料金	104件	708,467円
・市立貝塚病院診療費個人負担分	1件	55,100円

2 放棄の理由 貝塚市債権管理条例第 15 条の規定による。

議案第 4 号

市道の路線を認定し、及び廃止する件

道路法第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

1 路線の認定

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
小瀬 4 号線	小瀬447-4番地先から 小瀬 384-2 番地先まで	小瀬
地藏堂 11 号線	王子609-8番地先から 王子 609-18 番地先まで	王子
森 24 号線	森405-1番地先から 森 406-9 番地先まで	森
沢 44 号線	澤300-49番地先から 澤 455-7 番地先まで	澤
堤名越線	堤49-11番地先から 名越 1075-1 番地まで	堤 橋本 名越

2 路線の廃止

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
小瀬 4 号線	小瀬447-4番地先から 小瀬 384-1 番地先まで	小瀬
地藏堂 11 号線	王子609-8番地先から 王子 609-13 番地先まで	王子

議案第 5 号

公の施設の指定管理者を指定する件

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

- | | |
|------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | (1) 市民の森
(2) 二色南緑地 |
| 2 指定する団体 | 大阪府貝塚市海塚一丁目 1 番 23 号
二色ネクサスグループ
代表企業 延生建設株式会社
代表取締役 延生 康二 |
| 3 指定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

議案第 6 号

貝塚市副市長の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

記

住 所	大阪府貝塚市久保 [REDACTED]
氏 名	茶 谷 幸 典
生年月日	[REDACTED]

議案第 7 号

貝塚市教育長の任命について同意を求める件

次の者を貝塚市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月24日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

記

住 所	大阪府泉佐野市日根野 [REDACTED]
氏 名	和 中 克 仁
生年月日	[REDACTED]

議案第 8 号

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 1, 3 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3, 4 0 4, 4 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		6,681,481	409,685	7,091,166
	1. 地方交付税	6,681,481	409,685	7,091,166
14. 国庫支出金		9,532,234	77,608	9,609,842
	1. 国庫負担金	7,368,289	4,600	7,372,889
	2. 国庫補助金	2,137,263	73,008	2,210,271
15. 府支出金		3,434,868	2,455	3,437,323
	1. 府負担金	2,550,828	2,300	2,553,128
	2. 府補助金	652,253	155	652,408
16. 財産収入		41,363	102,595	143,958
	1. 財産運用収入	40,963	4,018	44,981
	2. 財産売払収入	400	98,577	98,977
17. 寄附金		814,431	108,004	922,435
	1. 寄附金	814,431	108,004	922,435
20. 諸収入		960,676	500	961,176
	5. 雑入	526,336	500	526,836
21. 市債		2,314,400	80,500	2,394,900
	1. 市債	2,314,400	80,500	2,394,900
歳入合計		42,623,055	781,347	43,404,402

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		6,455,067	456,059	6,911,126
	1. 総務管理費	5,160,641	451,956	5,612,597
	3. 戸籍住民基本台帳費	283,162	4,103	287,265
3. 民生費		20,170,608	9,840	20,180,448
	1. 社会福祉費	7,952,794	174	7,952,968
	2. 児童福祉費	8,778,479	9,666	8,788,145
4. 衛生費		4,404,871	5,500	4,410,371
	1. 保健衛生費	1,523,615	5,500	1,529,115
8. 土木費		3,098,261	95,978	3,194,239
	6. 住宅費	282,771	95,978	378,749
10. 教育費		2,960,910	135,397	3,096,307
	1. 教育総務費	538,405	500	538,905
	2. 小学校費	888,752	110,220	998,972
	3. 中学校費	548,927	24,677	573,604
12. 諸支出金		17,792	78,573	96,365
	1. 公共施設等整備基金	7,789	6,647	14,436
	2. 減債基金	120	71,926	72,046
歳 出	合 計	42,623,055	781,347	43,404,402

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	三館等合同施設整備事業	521,432
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	3,025
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	6,512
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	受付・サービス事業	1,078
3. 民生費	2. 児童福祉費	すくすく子ども館施設等整備事業	44,980
4. 衛生費	1. 保健衛生費	岸和田市貝塚市斎場整備事業	9,830
8. 土木費	1. 土木管理費	FM推進事業	2,420

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 都市計画費	水間公園整備事業	52,560
9. 消防費	1. 消防費	防災行政無線維持管理事業	9,532
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	93,716
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業（臨時）	8,756
10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園管理事業（臨時）	726

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後										
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考		
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他			
市民文化会館 施設整備事業	千円 29,900	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 35,800	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左		
岸和田市貝塚市 斎場施設整備事業	579,800			そ の 他	30	5				同左				同左	584,800				同左	同左
学 校 施 設 整 備 事 業	105,500			30	5	同左				同左				175,100	同左				同左	
起債合計	2,314,400									2,394,900										

議案第 9 号

令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の件

令和 7 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 4, 9 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 0 5, 0 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		1,171,641	64,986	1,236,627
	1. 後期高齢者医療保険料	1,171,641	64,986	1,236,627
歳入合計		1,540,107	64,986	1,605,093

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,490,181	64,986	1,555,167
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,490,181	64,986	1,555,167
歳 出	合 計	1,540,107	64,986	1,605,093

議案第 10 号

令和 7 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 3 号）の件

第 1 条 令和 7 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 事業費用	9,408,594千円	134,124千円	9,542,718千円
第 1 項 医業費用	9,094,443千円	122,264千円	9,216,707千円
第 2 項 医業外費用	277,629千円	11,860千円	289,489千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	1,634,718千円	1,032,900千円	2,667,618千円
第 1 項 企業債	1,116,100千円	1,032,900千円	2,149,000千円

第 4 条 予算第 5 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 666,000	証書借入又は証券発行	年以内 6.50%	10年以内（うち据置1年以内）年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等償還。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上げ償還若しくは低利債に借換えることができる。借入先に融通条件があるときはこれに従うことができる。	千円 700,000	同左	同左	同左
経営改善推進事業	千円 450,100	同上	同上	15年償還。据置期間など詳細については、令和7年4月発布の地方財政計画要綱に定めるところによる。	千円 1,449,000	同左	同左	同左
合計	1,116,100				2,149,000			

第 5 条 予算第 9 条中「1,592,024千円」を「1,714,288千円」に改める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

議案第 11 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 6 条、第 7 条及び第 8 条」を「前 3 条」に改める。

第11条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合計額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の 6 の 2 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の 6 の 5 第 1 項第 3 号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第15条の 7 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第15条の12の次に次の 5 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条及び第20条の 3 から第20条の 5 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第18条第1項中「、第15条の6の3」を「若しくは第15条の6の3」に改め、「第15条の8」の次に「若しくは第15条の14」を加え、「、第20条の3第1項（同条第2項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項（同条第2項又は第3項）」に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号（同条第4項

」を「額、同条第4項（同条第5項又は第6項）に、「第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」を「額、同条第4項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項」に改める。

第20条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の17の額を超える場合には、同条の額）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の

子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号のア及びイに規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に改め、「第15条の12」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第15条の6の10」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の貝塚市国民健康保険条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 令和8年度分の保険料に係る新条例第15条の17の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とする。

議案第 12 号

貝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

貝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月24日提出

貝塚市長 牛尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるところによる。

(暴力団の排除)

第3条 特定乳児等通園支援事業を行う者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。第3号において「条例」という。）
第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 前号の暴力団員が役員となっている法人等
- (3) 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 牛 尾 治 朗

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

貝塚市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年貝塚市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援）

第10条 認定こども園は、法第30条の15第1項の認定を受けた保護者及び当該認定に係る子どもに対し、法第7条第11項に規定する乳児等通園支援（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことができる。

2 前項の保護者は、当該認定に係る子どもについて、乳児等通園支援を利用したときは、規則で定める利用者負担額を納付しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。